医師のための

法律相談コーナー

弁護士　矢吹　徹雄
弁護士　二本柳宏美

近時の医療判例（８）
－刑事医療裁判②　刑事手続　前編－

今回から２回にわたり、刑事手続について解説します。まずは、捜査段階についてです。

１　医療事故の捜査

⑴　犯罪の嫌疑があると認められるとき、警察や検察は捜査を開始します。

捜査が開始されるきっかけはさまざまで、自首、被害届や告訴のほか、新聞記事や、SNS等インターネット上の情報も、捜査が開始されるきっかけとなり得ます。

刑事医療事件では、医師法第21条の異状死体等の届出や、医療事故調査の結果、また、病院の説明に納得しない患者や遺族による被害届や告訴から捜査が開始されると考えられます。

⑵　捜査には、任意捜査と強制捜査があります。

任意捜査の典型は、被疑者や関係者の取調べ（いわゆる事情聴取）です。

強制捜査は、刑事訴訟法に特別の定めがある場合でなければ行うことができず、原則として令状が必要で、典型は、逮捕、勾留や、捜索差押え（病院を捜索しカルテ等の証拠物を差し押さえる）、強制採血、強制採尿です。

▶新しい捜査

科学技術の進展に伴い新しい捜査手法が登場し、それが任意捜査と強制捜査のいずれに該当するかが裁判上問題となりえます。

近時問題となったのは、GPS捜査（車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する捜査手法）で、最高裁判所は、2017年３月15日、GPS捜査が強制捜査であると判断しました。

２　医療従事者は拘束されるか

⑴　捜査は、被疑者を刑事収容施設に拘束（逮捕、勾留）して行われる場合と拘束しないで行われる場合とがあります。

被疑者を拘束しないで捜査が進められる刑事事件は、在宅事件と呼ばれます。

刑事医療事件でも、法律で定める逮捕の要件を充たすと考えられる事案では、医療従事者は被疑者として逮捕される可能性があります。

▶在宅事件について

報道されるのは被疑者が刑事収容施設に拘束される事件が多いですが、在宅事件は珍しくありません（2019年の検察統計（39）によれば、交通事犯を除く刑法犯及び特別法犯289,416人のうち逮捕されなかったもの、すなわち始めから在宅事件であったものは、半数以上の178,014人（ただし、他事件で逮捕されているものを含む）でした）。

近時の在宅事件としては、2019年４月19日に東池袋で発生した自動車事故があり、この件に関しては、被疑者（当時）が逮捕されないことについて、被疑者の経歴（元官僚等）から特別扱いされているとの声があがりました（「『上級国民』・・・」西日本新聞2019年５月３日（https://www.nishinippon.co.jp/nnp/syunzyu/article/507412/）2020年９月30日最終閲覧）。

「特別扱い」かは不明ですが、法定の逮捕要件を充たさなければ、捜査機関は、被疑者を逮捕することはできません。

⑵　逮捕には、現行犯逮捕、緊急逮捕、逮捕状による逮捕があり、刑事医療事件では、逮捕状による逮捕がなされることが考えられます。

逮捕状による逮捕の要件は、犯罪の嫌疑があり、逮捕の必要性がないとはいえないことです。

逮捕の必要性は、被疑者の年齢、境遇、犯罪の軽重・態様等を考慮し、逃亡のおそれ、罪証隠滅のおそれの有無等により判断されます。

⑶　逮捕の要件を充たすと判断されれば、被疑者は、法律上は刑事施設（拘置所）又は留置施設（警察署内）に収容されることになっており、実際は留置施設に収容されることが多いです。

逮捕後は、次のような流れをたどり、その間に、被疑者の取調べその他の捜査が行われます。

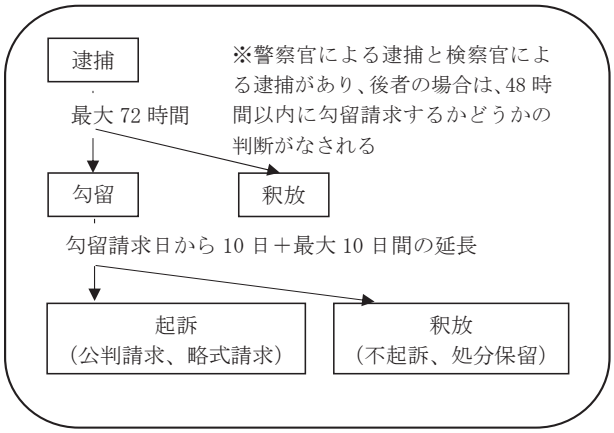

⑷　逮捕に引き続く身体拘束を勾留といいます。

要件は、犯罪の嫌疑のほか、被疑者が定まった住居を有しないこと、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があること、逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があること、のいずれか一つに該当することです。

勾留されている場合の多くは、罪証隠滅又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとの理由で勾留されています。

弁護人は、これらの理由がないことを裏付け

資料をもって主張し、勾留期間（原則10日、最長20日）満了前の釈放を目指します。

▶罪証（証拠）隠滅とは

犯罪の痕跡たる物を物理的に破壊することのほか、目撃者等重要人物との口裏合わせも含みます。

刑事事件となるか否かにかかわらず、医療事故が発生した場合、速やかに事実関係の調査を行うものと思いますが、罪証隠滅を疑われないよう、証拠物（カルテ等）は事故当時の状態で保管する、事情聴取前に関係者が集まって記憶喚起しあわない、記憶が新しいうちに形に残す（陳述書の作成や陳述内容の録音）などの注意が必要であると考えます。

3　取調べを受けることになったら

被疑者の取調べ（事情聴取）は、警察官と検察官により行われます。

取調べの結果は、供述調書という書類としてまとめられ、刑事裁判において証拠として用いられる可能性があります。

取調べの問題点としては、①捜査官には医療の知識がない、②捜査官は犯罪の証明ができるとの見立てを持っており、バイアスがかかっている、ということを指摘できます。

つまり、刑事医療事件では、医療従事者の供述内容が捜査官に正確に伝わらなかったり、正確に供述調書に記載されない危険性があります。

そこで、取調べでは、憲法上の権利である弁護人選任権と黙秘権の行使が重要となります。

▶どうやって黙秘する？

黙秘権があるということは、取調べにおいて、終始黙ったままでいることもできるし、答えたい質問にだけ答えることもできる、ということです。

初期の取調べで「弁護士が来たら話します」と言って、雑談にも応じず、自己に有利と思われることも話さず、その後の取調べ対応については弁護人となった者のアドバイスにしたがうことが望ましいと考えます。

4　捜査の終わり～裁判？釈放？

⑴　裁判になるかどうか

捜査が終わったら、検察官は、当該事件について裁判を求めるか（起訴するか）どうかを判断します。

その際、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況が考慮されます。

起訴には、公判請求（公開の法廷で行う裁判を求めるもの）と、略式請求（簡易な手続である略式手続を求めるもの）があります。

▶略式手続について

刑事医療事件でしばしば選択される略式手続とは、簡易裁判所が、公開の法廷での審理ではなく書面審理により、100万円以下の罰金又は科料の刑を科する手続です。

同手続によることについて被疑者に異議がないことも要件のひとつです。

神奈川がんセンター事件（横浜地方裁判所2013年９月17日判決）では、略式手続が請求されたものの、裁判所が略式手続は相当でないと判断して公開の法廷での審理に移行し、無罪が確定しています。

略式手続には、被告人の負担が少ないというメリットがありますが、有罪判決を受ける手続であることを念頭におき、略式手続によることに異議がないとの判断を慎重に行う必要があります。

なお、起訴後、被疑者は被告人と呼ばれます。

起訴しないとの検察官の判断は、検察審査会による審査の対象となります。

⑵　釈放されるかどうか

起訴前に勾留されていると、起訴後も勾留が継続することが多いです。

起訴後の勾留を解く方法として、保釈があります。これは、保釈保証金を裁判所に納付することを条件に釈放される制度です。保釈許可の際、被告人の住居の制限その他の条件が付されることがあります。

保釈は、公判の準備を行うという意味においても重要です。保釈を獲得するため、場合によっては、罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由がないといえるような条件を、被告人側から提示することもあります。

被告人の逃亡、罪証隠滅、不出頭、住居制限等の条件違反等の理由で保釈が取り消された場合、保釈保証金が没取される可能性があります。

▶保釈の条件

金融商品取引法違反等被告事件で勾留され、15億円の保釈保証金を納付して保釈されていたカルロス・ゴーン氏（以下「ゴーン氏」）ですが、保釈条件は異例で、非常に厳しいものでした（例えば、制限住居に監視カメラを設置したり、使用する携帯電話やPCを制限するなどというもの）。これは、ゴーン氏側から提示された条件で、何とか保釈を実現しようとした苦渋の決断であったということができます（「特集　ゴーンさんの保釈はどのように獲得したのか」刑事弁護OASIS2019年９月３日（https://www.keiben-oasis.com/4686）2020年９月30日最終閲覧）。

なお、ゴーン氏は、無断出国のため、同月31日、保釈が取り消され、15億円の保釈保証金は没取されています（「ゴーン被告、保釈金15億円は没収　過去最高額か」朝日新聞2020年１月７日（https://www.asahi.com/articles/ASN175RSGN17UTIL03W.html）2020年９月30日最終閲覧）。